京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 11号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「建築計画概要書等窓口システム」を「建築計画概要書等窓口閲覧システム」に改める。

別表第2 1中第32号及び第59号を削り、第72号を第84号とし、第60号から第71号までを12号ずつ繰り下げ、第58号を第68号とし、同号の次に次の3号を加える。

- 保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- (M) 保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
- 「三」 区役所及び区役所支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長 別表第2 1中第57号を第67号とし、第35号から第56号までを10号ずつ繰り 下げ、第34号を第41号とし、同号の次に次の3号を加える。
 - | 42 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室企画総務課長
 - | 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課長
 - (4) 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長

別表第2 1中第33号を第40号とし、第31号を第32号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (3) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター北東部方面第一担当課長
- (34) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター北東部方面第二担当課長
- (A) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第一担当課長
- (%) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第二担当課長
- ③ 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター西部方面担当課長
- □ 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター南東部方面第一担当課長
- (39) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター南東部方面第二担当課長

別表第2 1中第30号を第31号とし、第11号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 市税事務所納税室徴収担当課長
- 別表第2 2第2号及び第3号を次のように改める。
- (2) 区役所及び区役所支所の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長
- (3) 区役所及び区役所支所の保健福祉センター健康福祉部保険年金課長

別表第4中「第5号 市税事務所納税室納税推進課長」を「第5号 市税事務所納税室 徴収担当課長」に,

- 「第29号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び上京保健センター健康づくり推進課長
- 第30号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び北保健センター健康づくり推進課長
- 第31号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び左京保健センター健康づくり推進課長
- 第32号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び中京保健センター健康づくり推進課長
- 第33号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び東山保健センター健康づくり推進課長
- 第34号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び山科保健センター健康づくり推進課長
- 第35号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び下京保健センター健康づくり推進課長
- 第36号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び南保健センター健康づくり推進課長
- 第37号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び右京保健センター健康づくり推進課長
- 第38号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び伏見保健センター健康づくり推進課長
- 「第29号 上京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第30号 北保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第31号 左京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第32号 中京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長

を

- 第33号 東山保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第34号 山科保健センター健康福祉部健康長寿推進課長 に、「第47号 削除」
- 第35号 下京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第36号 南保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第37号 右京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第38号 伏見保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」

を「第47号 市税事務所納税室納税推進課長」に、「第55号 削除」を「第55号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター北東部方面第一担当課長」に、「第64号 削除」を「第64号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター北東部方面第二担当課長」に、「第71号 削除」を「第71号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第一担当課長」に、「第91号 削除」を「第91号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面第二担当課長」に、「第94号 削除」を「第94号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター西部方面担当課長」に、

- 「第100号 削除
- 第101号 削除

を

- 第102号 削除
- 第103号 削除
- 「第100号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター南東部方面第一担当 課長
- 第101号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター南東部方面第二担当 に, 課長
- 第102号 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室企画総務課長
- 第103号 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課長

「第112号 削除」を「第112号 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長」に、「第114号 削除」を「第114号 洛西保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」に、「第116号 削除」を「第116号 深草保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」に、「第124号 削除」を「第124号 醍醐保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」に、「第124号 削除」を「第124号 配酬保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」に、

「第129号 削除 を 第130号 削除 」

- 「第129号 北保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び北区役 所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
- 第130号 上京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び上京 に、 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長 」
- 「第135号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び西京保健センター健康づくり推進課長」を「第135号 西京保健センター健康福祉部健康長寿推進課長」に、「第146号 削除」を「第146号 左京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ裏長及び左京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長」に、
 - 「第162号 都市計画局建築指導部建築安全推進課長」を
 - 「第162号 都市計画局建築指導部建築安全推進課長
 - 第163号 中京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び中京 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第164号 東山保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び東山 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第165号 山科保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び山科 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第166号 下京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び下京 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第167号 南保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び南区役 所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第168号 右京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び右京 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第169号 西京保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び西京 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第170号 洛西保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び西京 区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐく み課長
 - 第171号 伏見保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び伏見 区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長
 - 第172号 深草保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び伏見

に

区役所深草支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐく み課長

第173号 醍醐保健センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長及び伏見 区役所醍醐支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐく み課長

改める。

| 叫卡姓口 | Н | Н |
|------|---|---|
| 別表第5 | Н | ۲ |

| 別表第5中 | | |
|-------|------------------------------|----|
| 「第22号 | 北区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第23号 | 上京区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第24号 | 左京区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第25号 | 中京区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第26号 | 西京区役所洛西支所福祉部保険年金課長 | |
| 第27号 | 東山区役所福祉部保険年金課長を | |
| 第28号 | 山科区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第29号 | 下京区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第30号 | 南区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第31号 | 右京区役所福祉部保険年金課長 | |
| 第32号 | 伏見区役所福祉部保険年金課長 | |
| 「第22号 | 北区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第23号 | 上京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第24号 | 左京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第25号 | 中京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第26号 | 西京区役所洛西支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第27号 | 東山区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | 12 |
| 第28号 | 山科区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第29号 | 下京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第30号 | 南区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第31号 | 右京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 | |
| 第32号 | 伏見区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長」 | |

を

「第35号 西京区役所福祉部保険年金課長

第36号 伏見区役所深草支所福祉部保険年金課長」 「第35号 西京区役所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長 に, 第36号 伏見区役所深草支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長」 「第40号 伏見区役所醍醐支所福祉部保険年金課長」を「第40号 伏見区役所醍醐支 所保健福祉センター健康福祉部保険年金課長」に, 「第44号 北区役所福祉部福祉介護課長 第45号 上京区役所福祉部福祉介護課長 第46号 左京区役所福祉部福祉介護課長 第47号 中京区役所福祉部福祉介護課長 第48号 東山区役所福祉部福祉介護課長 第49号 山科区役所福祉部福祉介護課長 第50号 下京区役所福祉部福祉介護課長 を 第51号 南区役所福祉部福祉介護課長 第52号 右京区役所福祉部福祉介護課長 第53号 西京区役所福祉部福祉介護課長 第54号 西京区役所洛西支所福祉部福祉介護課長 第55号 伏見区役所福祉部福祉介護課長 第56号 伏見区役所深草支所福祉部福祉介護課長 第57号 伏見区役所醍醐支所福祉部福祉介護課長 1 「第44号 北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第45号 上京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第46号 左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第47号 中京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第48号 東山区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第49号 山科区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第50号 下京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第51号 南区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 第52号 右京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長 に 第53号 西京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長

第54号 西京区役所洛西支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長

- 第55号 伏見区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第56号 伏見区役所深草支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長
- 第57号 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長」 改める。

附則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(会計室)